共同生活援助事業開始の為に以下の内容で基金募集を行います。

一般社団法人第131条及び一般社団法人」にこにこ定款第１３条に基き下記の通り基金を募集します。

|  |  |
| --- | --- |
| **基金募集要項**法人の名称 | 一般社団法人にこにこ |
| 基金の目的 | 本法人の財産的基礎を成し、運営基盤の強化を図ることを目的とします。その目的の為、一般社団法人にこにこに対する債権を基金に振り替えることも方法とする・。 |
| 基金募集計画 | * 基金募集予定額：3,000万円（3,000口）
* 基金一口あたりの額：１0,000円
* 基金拠出下限額：10,000円（1口）
* 基金拠出上限額：無制限
* 基金募集期間：令和6年3月4日から令和6年5月31日まで
* 基金引受申込書の提出先：一般社団法人にこにこ
 |
| 基金拠出者への告知と基金支払予定期間 | * 基金拠出者告知方法：令和6年2月中に告知
* 基金支払予定期間：令和6年5月31日まで
 |
| 基金払込の取引場所 | 一般社団法人にこにこが指定する下記金融機関の口座とする。なお、振込手数料は引受人負担とする。振込先：多摩信用金庫　小金井南口支店* 普通口座：
* 口座名義：一般社団法人にこにこ
 |
| 基金の拠出者の権利に関する規定 | 本法人の基金に関する定款規定は次のとおりです。**（基金の供出）**第１３条　当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の供出を求めることが出来る。**（基金の募集）**第１４条　基金の募集、割当て及び払い込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。**（基金の拠出者の権利）**第１５条　拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。**（基金の返還の手続）**第１６条　基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について社員総会における決議を得た後、理事が決定したところに従って行う。 |
| お問い合わせ先 | 一般社団法人にこにこ住所： 184-0012 東京都小金井市中町3－8－4電話：０４２−４０１−２５５６   |